

平成21年2月6日 厚生労働省医薬食品局総務課

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集結果について

(23)郵便その他の方法による医薬品の販売等に関する意見(その他の意見)

(同様又は類似の意見を含めて計23件)

(意見)

薬局開設者又は店舗販売業者とあるが特例販売業はその定めの規定外と理解してよいか。

(回答)

特例販売業については、今回の省令の郵便等販売に係る規定の対象外です。

『「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案』に関する意見の募集』に国民が寄せた意見（一部）

※誤字、脱字等もそのまま転載

1. (北海道 女性)

医薬品が離島以外の方はネットで購入できないことに反対します。

私の住んでいる場所には、薬局はありますが、豊富な種類の薬はおいていません。

特に売れ筋以外の商品は置いてないですし、

取り寄せてもらうことにも抵抗があります。

車で1時間くらいかかるところには、大きなドラッグストアがありますが、そこまで行くのは

育児や家業があるなかで、行くことは無理です。

どうして、離島だけなのでしょうか？私のところのように

薬局があっても不便まちは離島以外にもたくさんあります。

離島以外にも、私のような地理的に薬局がないところや、育児や介護で忙しい人のことも考えて欲しいです

2. (山口県 男性)

私は薬剤師免許所持者ですが、このような規制には断固反対です。

これはネットを薬の販売の世界から締め出し、

ドラッグストアの利権を守り、薬剤師の雇用を増やすとしているだけにしか見えません。

薬剤師は国民の健康を守るためにあるものであり、ドラッグストアの利権を守るためのものではありません。

厚生労働省には、薬剤師と国民をバカにするな、という思いです。

私は以下の理由から、規制には断固反対です。

ネット通販では薬の説明が大きな字でされており、落ち着いて説明を読むことができる。

また、多くの種類の薬を比較して選ぶことができる。

それに対し、ドラッグストアではパッケージやポップだけを見て買

ってしまうことが多いので、

薬の説明を無視しがちになるし、ネットに比べると薬のチョイスは少ない。

ネットではだれにも会わずに買い物ができるため、プライバシーが保護されやすい。

それに対し、ドラッグストアは客、レジ係、果ては防犯カメラ、と様々なひと、ものにプライバシーを侵害される。

痔の薬、浣腸、妊娠検査薬など人前で買いにくい薬を手に入れることが困難になり、

治療が遅れて健康を著しく害することになりかねない。

### 3. (和歌山県 女性)

私は夫の転勤のたびに見知らぬ土地での生活となります。そこでは都会でも地方でも、自分がいつも定期的に買って飲んでいる薬を常備している薬局を探すのは大変で、探ししまわっても見つからない場合も多々ありました。ネットでならどこへ引っ越しても確実にいつでも同じ薬を買ったり、新しい情報なども得ることができます。一番言いたいのは、薬局でガスターなどを買うときでさえも、何の説明もなく、レジで値段を言うだけです。対面して買う意味が全くわかりません。説明してくれる薬局には一度も出会ったことがありません。副作用や薬害の被害に合った人のお気持ちちはわかりますが、ネット販売に反対するのは方向が違います。この対面販売でも全く防げないという事実について見当すべきだと思います。ネット販売では、即答とは言わないまでも専門家がいつでも質問に答えてくれると思います。

### 4. (東京都 男性)

私は調剤薬局経営の薬剤師であり、ネット販売は行っていないので、専門家の立場で公平に意見を述べられる。

ネット、通販の規制は不要である。第2類の大衆薬では重篤な副作用は発生しにくい、殆どの方が長年飲み慣れた薬を購入されることから、さらに安全性は確保できる。

もし、規制すると、離島や地方の方、高齢者世帯、多忙なサラリーマンの方など殆どの方が手軽に大衆薬が買えなくなり、セルフメディケーションが行えなくなり、逆に症状が悪化し医療費が増える原因にもなる。やはり、規制は回避すべきである。

大衆薬の危険性を訴え、ネット、通販を規制するならば、ドラッグストアも規制すべきである。

現在ドラッグストアでは第2類薬品は客が自由に手にでき、カゴに入れられる状況で、ただ、レジで会計をするだけで、買うことができる。レジには薬剤師などの専門家は不在で、学生風のバイトがレジをうつのが現状である。この現状がネット通販の規制にリンクして法に従った販売方法に改善される可能性は低い。

ネット規制以降、この現状を厳しく指導し、ドラッグストアにおいても必ず専門家が対面販売、情報提供を行うよう、指導監督を徹底させるべきである。

現状では、ネット、通販よりもドラッグストアの方が、販売に関しづさんで、容易に購入できると思う。

ネット通販を規制するならドラッグストアの現在の販売方法も法律に沿うよう指導すべき。そうでなければ法の下の平等に反する。

以下は厚労省には送信していませんが、通販で購入した薬を服用しても症状に改善が無い場合は、早めに医師による診察を受けて下さいね。

## 5. (女性)

【この省令そのものを撤回して下さい！】

紫外線アレルギー、慢性腎不全で買いに出られません。

倒れます。

この先2年間だけはネット許可？アホぢやいますか？

その先は買えずに尿毒症で死ねと？買いに出て意識不明で救急車の世話になつたら医療費全額負担してもらいますよ。

しかもショップ限定？どこで買おうと自由でしょう。

規制に大賛成してる人達って、対面販売で説明されないと副作用

が理解できない人達ばかりなんですね？自分達が無知だから庶民はもっと無知だろうと信じて、親切心からの省令ですか？

残念ながら、庶民は納得の上でネット購入してますし、あなた達のような無知ではありません。（笑）

子供じやありませんから心配してもらわなくとも結構です。あなた達は副作用が怖いなら、店に買いに行けばいい。それだけの話でしょ？省令まで作って、自分達の無知レベルに全国民を巻き込む必要は無いでしょ？こっちは、大迷惑で命に関わるのですから、いらん事せんといて下さい。

屁理屈並べてゴリ押ししたいのでしょうが、「国民のため」などと言う綺麗ごとは、間接的な健康被害拡大及び殺人であると自覚しましょう。これもエイズ・サリドマイド・スモンなどと同じような、厚労省による国民への健康被害行為であり、薬害よりも広範囲な無差別テロみたいにタチが悪いんじゃないですか？

「利権と天下りと既得権益と献金」はネット上でバレバレです。どれだけあちこちのサイトで失笑と激怒と反発をかわされているか、検索してみたらいかがでしょ？

「薬害エイズ団体」は規制に大反対していますが、何故この話は出てこないのでしょうか？賛成派と勘違いされて迷惑なようですので、「賛成派の薬害団体名」は公表すべきでは？

因みに友人達と、これから選挙で自民党などの怪しい政党には一生投票しないキャンペーンを開始しました。メール・ブログ・掲示板でみんなに頼んでいきます。

官僚と政治家って、好き放題できていいいですね。こんな事やつてると国が潰れますよ。

## 6. (東京都 女性)

大阪のお店から皮膚病の漢方薬を購入しています。この薬でなければダメなんです！この薬がなければ生活ができません。2年後には買えなくなるなんて、おかしいです！大阪まで買いに行けというのですか？！国民をないがしろにした変な規制はやめてください！断固反対です！！

7. (長崎県 男性)

締切ギリギリだったので、文面がおかしいですが、以下のとおり投稿しました

現在、漢方薬等の購入にネットを利用していますが、以前は近所の薬局で取り寄せてもらい購入をしていました。

ただ、過疎化の影響で店舗が閉鎖し、取扱店も近所には無いため、ネットでの購入は健康維持のために欠かせない物となっています。

今回、離島だけを2年間限定で購入できるようにしているようですが、我々が住むような過疎地の実情を考えているのか、非常に疑問を感じます。

しかも店舗販売で無ければ、説明が受けられないなどと国は考えているようですが、はっきり言って対面販売で、以前購入をしていた店舗以外では、まともな説明をされたことは一度もありません。

大型店舗になればなるほど、薬剤師は店舗内に居るというだけで、販売はバイトの方が行うことが多く、逆に誤った服用がされる可能性があると思います。

ネット販売は、直接説明が受けられないから危険だと言いますが、メール等形が残る方法できちんと服用の注意点などが送付され、安全であると考えます。

ネット販売の種類を規制するのではなく、個数を制限するという方法など、柔軟な対応を期待します。

利権等のために、国民の生活を苦しめるのはやめてほしい。

8. (男性)

対面販売を行う店舗では、薬の品揃えが貧弱である。希望の医薬品入手するために何軒もの薬局・ドラッグストアを尋ねることがよくある。その結果購入が出来ないこともしばしば。(売り場面積を考慮すれば在庫商品に限りがあることは容易に推測できることで、実態も売れ行きの良い商品や利益率の高い商品しか陳列していないと感じている)

また、薬剤師がいないことを理由に開店時間中でも薬品類の販売

を平然と停止している店舗を多く見かける。医薬品を販売することに付いての責任感が著しく欠如している。急病時に訪ねたドラッグストアで当然買えるであろう医薬品が販売されていない事実に唖然としたことが何度もある。急病にもかかわらず薬を求めて何店舗も巡らなければならないことはもはや恐怖である。

この事態は薬事法改正後に認定者による薬品販売が認められても完全に解消されるとは考えられない。(認定者も有限であり、認定者がいなければそれを理由に販売を停止するであろう。特に人材が不足しがちな地方で強く懸念される。繰り返すが、医薬品を売る店舗に責任感が欠如している。)

現状では上記の問題を解決しているのがネット販売であり、在庫の豊富さ、配達の迅速さが消費者に多大の利益を与えている。

(注文後12時間以内で届くこともあり、薬局での欠品商品の取り寄せ依頼には望めない利便性がある。この利便性は、医薬品という商品の性格上非常に重要な要素である)

対面販売時に注意喚起しなければならない医薬品の購入時、薬剤師が対面販売しているにもかかわらず注意事項の説明を受けたことが一度もない。薬剤師は事故防止などに必要な義務行動を完全に放棄しているのが実態である。薬事法改正を契機に指導が再徹底されるとともに、時間とともに形骸化していくことは現状が証明している。一方、ネット販売では、販売画面に注意事項を強調表示することで消費者に対する情報提供と注意喚起が完璧に実施されている。

体が弱って外出が困難になったときに医薬品がネット購入できない世界になっていることを考えるとゾッとする。やむなく海外から(違法合法を問わず)個人輸入で粗悪な医薬品を購入し健康被害が続発する事態になることは明らかである。

上記の理由から医薬品のネット販売を一部でも規制することについて強く反対します。

#### 9. (東京都 女性)

薬剤師です。

薬剤師の任務は、薬剤師法で